

26. 01

防護標章登録出願及び防護標章更新登録出願の審査について

1. 防護標章登録出願の審査については、以下のとおりとする。
 - (1) 防護標章登録出願の審査に当たっては、不正競争の防止に重点を置くものとし、特に著名な商標については防護標章の登録をする商品又は役務の範囲を広く認めるものとする。
 - (2) 法解釈として、商第64条と商第4条第1項第15号との混同範囲は同一と考え、防護標章の登録を認める商品又は役務の範囲は当該登録商標が同号によって保護される範囲を超えないものとする。
 - (3) 商第4条第1項第15号に関する考え方及び運用については、経済の実状に相応し、弾力的に行うこととしているが、防護標章の登録についても同様に考えるものとする。

なお、いわゆる「著名商標」で十分に適格性のあるものは混同の幅を最大限に認め得ることとする（混同の蓋然性については、需要者の側に立っての見方を十分に導入する。）。
 - (4) 以上の観点に立って審査方針を次の如く定める。
 - ① 防護標章登録出願の審査に当たり、その基本となる登録商標（以下、「原登録商標」という。）の周知度と当該産業部門との関係を十分に検討する。審査の方法としては、現行45の類別を数個の産業部門（例えば化学、機械、雑貨繊維、食品、産業役務、一般役務）に整理統合し、出願に係る指定商品又は指定役務が原登録商標に係る指定商品又は指定役務と同一産業部門に属するか否かに区分して、これに周知の程度をかみ合わせて混同の可能性を判断する。
 - (ア) 原登録商標が国民の間に広く認識されている程度には至らないが、当該産業部門の需要者の間に広く認識されている場合においては、その登録商標に係る指定商品又は指定役務が属する産業部門を超えない商品又は役務について防護標章の登録を認め得るものとする。
 - (イ) 原登録商標が国民の間に広く認識されている場合においては、その登録商標に係る指定商品又は指定役務が属する産業部門を超える商品又は役務についても防護標章登録を認め得るものとする。
 - ② 相互に特別に密接な関係を有する商品又は役務間においては前項の規定にかかわらず、同一の産業部門に属するとみなすことができる。
 - (5) 防護標章の登録は、原登録商標と同一の商標について行うものであり、かつ、その前提として原登録商標が広く認識されていることが必要である。この場合、出願に係る防護標章、原登録商標及びその周知商標の三つが同一であるときもあろうが、特に後の二者の関係については

時の流れその他の事由から現実に今日使用され、その結果今日の世人に認識されている標章の態様が必ずしもその原登録商標と同一でない場合もしばしば見受けられる。このような点を含めて三者の関係につき以下のように考える。

- ① 登録しようとする防護標章は、原登録商標と同一のものでなければならない（原登録商標と同一でないものは登録し得ない。）。
- ② 原登録商標が現実に認識されている周知商標であるか否かの関係についての判断は、商標審査基準第14 第64条（防護標章登録の要件）3. で準用する商標審査基準第2 第3条第2項（使用による識別性）1. (1)のとおりとする。

2. 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録を受けるためには、防護標章登録出願に係る原登録商標の場合と同様に、防護標章更新登録出願に係る登録防護標章が商第64条の要件を満たさなければならないから、防護標章更新登録出願についての著名性等の審査に関する取扱いは、前述した防護標章登録出願の取扱いに倣うこととし、これには原登録商標の使用状況を十分に勘案することとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）」の審査基準](#)
- [「第64条（防護標章登録の要件）」の審査基準](#)
- [「第65条の2、3及び4（防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録）」の審査基準](#)
- [「第68条の9、10、11、12、13、15、16、17、18、20及び28（国際商標登録出願に係る特例）」の審査基準](#)